

令和4年4月1日から施設使用料等が改定されます

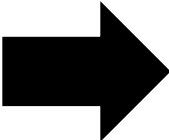
松阪市では施設を「利用する方」と「利用しない方」との税負担の公平性を確保するため、令和3年2月に策定した「松阪市施設使用料等の見直し方針」に基づき、市内公共施設の使用料等の改定を行います。利用者の皆様におかれましてはご理解のほどお願いいたします。

注意: 4月分以降の利用に関して、令和4年3月31日までに申請し承認された場合でも、改定後の新しい使用料金となります。

問い合わせ＝中部台管理事務所（☎0598－26－1472）
三十三銀行アリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598－26－7155）

松阪市ソフトボール場 施設使用料 改正前

時間区分	使用料の額	
	子供・児童・生徒	一般
① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	270円	550円
松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	130円	270円



改正後

時間区分	使用料の額	
	中学生以下	一般
① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	400円	820円
松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	190円	400円